

7

関連法令および助成制度

7-1 関連法令

リサイクル事業を実施するにあたり、必要と思われる主な関連法令を以下に示しました。

なお、以下に示したものは平成16年3月現在で公表されているものであり、実際に運用するにあたっては、各窓口で詳細を確認することが必要です。

■ 関連法令

法 律 名	管轄省庁	連絡先
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	環境省	三重県環境森林部 各県民局生活環境森林部
大気汚染防止法	環境省	三重県環境森林部地球温暖化対策室 各県民局生活環境森林部
悪臭防止法	環境省	三重県環境森林部地球温暖化対策室 各県民局生活環境森林部
騒音規制法	環境省	三重県環境森林部地球温暖化対策室 各県民局生活環境森林部
振動規制法	環境省	三重県環境森林部地球温暖化対策室 各県民局生活環境森林部
水質汚濁防止法	環境省	三重県環境森林部水質改善室 各県民局生活環境森林部
肥料取締法	農林水産省	三重県農水産商工部 農水産物安全室
飼料安全法	農林水産省	三重県農水産商工部 農水産物安全室
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	農林水産省	三重県農水産商工部 マーケティング室
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	農林水産省	三重県農水産商工部 農畜産室
電気事業法	経済産業省	中部経済産業局
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	経済産業省	中部経済産業局
揮発油の品質の確保等に関する法律 (品確法)	経済産業省	中部経済産業局
家庭用品品質表示法	経済産業省	中部経済産業局消費経済課
熱供給事業法	経済産業省	経済産業省 資源エネルギー庁
道路運送車両法	国土交通省	中部運輸局三重運輸支局
労働安全衛生法	厚生労働省	各労働基準局
消防法	消 防 庁	市町村消防本部 三重県防災危機管理局消防・保安室
地方税法(軽油引取税)	総務省	三重県総務局税務政策室 各県税事務所
毒物劇物取締法	厚生労働省	三重県健康福祉部 各県民局保健福祉部

7-2 助成制度

リサイクル事業を実施するにあたり、必要と思われる主な助成制度等を以下に示しました。

なお、以下に示したものは平成16年3月現在で公表されているものであり、実際に運用するにあたっては、各窓口で詳細を確認することが必要です。

■ 三重県の補助事業

補助事業名	概要	対象者	問い合わせ先
ごみ減量モデル事業補助金	ごみゼロ社会の実現をめざして、行政と事業者、住民、NPOなど地域社会のそれぞれの主体が協働で取り組む廃棄物の循環的利用で、他の地域のモデルとなる取り組みに対して補助し、廃棄物の循環的利用の県内への普及を図る。	市町村及び一部事務組合、広域連合	三重県環境森林部資源循環室
三重県認定リサイクル製品普及支援事業補助金	「三重リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定したリサイクル製品の生産等をする者が行う展示・広報普及事業を支援することにより、民間での認定リサイクル製品の普及を図り、需要の増大やコスト削減を図る	県民・事業者	三重県環境森林部資源循環室
産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	県内の産業排出事業者等が自社で排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化のための研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を助成	県内の産業廃棄物排出事業者及び事業組合で鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業に分類される事業者	三重県農水産商工部産業支援室
産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金	中小企業者等を対象に、自社で排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化のための設備機器の設置に係る経費の一部を助成	県内の産業廃棄物排出事業者で中小企業基本法に規定されている中小企業及び事業組合であって、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業に分類される事業者	三重県農水産商工部産業支援室

注) 上記の補助事業は申請対象であり、全ての団体、事業が認定されるものではありません。

国の補助事業

	補助事業名	概要	対象者	問い合わせ先
環境省	廃棄物処理施設整備費補助	ごみ処理施設（ごみ焼却施設、ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、廃棄物再生利用施設等）の設置及び増設に対する国庫補助	地方自治体及び一部事務組合	三重県環境森林部資源循環室
	脱温暖化地域構造改革事業費補助	地球温暖化に関する国内対策を一層推進し、脱温暖化地域循環型社会への構造改革を推進するため、地域の特性に即したバイオマス等の自然エネルギーを利用した新エネルギー供給・利用システムの導入を積極的に行おうとする地方公共団体に対して、その事業費の一部を補助	地方公共団体	三重県環境森林部地球温暖化対策室
経済産業省	新エネルギー事業者支援対策事業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対する補助	民間企業等	中部経済産業局 新エネルギー・産業技術総合開発機構
	地域新エネルギー導入促進事業	地域において風力・太陽光・太陽熱・廃棄物発電等の新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取り組みを行う地方公共団体等にたいする補助	地方公共団体	中部経済産業局 新エネルギー・産業技術総合開発機構
	新エネルギー非営利活動促進事業	地域の草の根レベルでの効果的な新エネルギー導入の加速を図るため、営利を目的としない民間団体等が新エネルギー設備導入・普及啓発活動事業を行う	NPO、NGO等	中部経済産業局 新エネルギー・産業技術総合開発機構
農林水産省	経営構造対策事業	効率的・安定的な経営体の確保・育成を図るため、基礎的条件となる土づくりのための高品質堆肥製造施設、省エネルギーモデル温室、未利用資源活用施設等の整備を地域の実状に応じて実施する	市町村、農協等	農林水産省 経営局 構造改善課
	新山村振興等農林業特別対策事業	山村等中山間地域における高付加価値・高収益型農業等の確立を図るための地域資源循環活用施設、省エネルギーモデル温室等の整備を地域の実状に応じて実施する	都道府県、市町村、農協、森林組合、漁協等	農林水産省 農村振興局 地域振興課
	地域資源循環管理（農業振興総合整備事業）	農村地域の適正な資源管理を推進するため、農産廃棄物、家畜糞尿、集落排水汚泥等を対象としたコンポスト化施設、ごみ燃料化施設（炭化施設等）等の整備を行う	都道府県、市町村等	農林水産省 農村振興局 農村整備課
	資源リサイクル畜産環境整備事業（畜産環境総合整備事業）	畜産を核とした資源リサイクルシステムを構築するため、地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等を行う地域資源循環利用施設（メタン発酵処理施設等エネルギー等副産物利用処理施設を含む）の整備を実施する	都道府県、市町村、事業指定法人、農協等	農林水産省 生産局 畜産振興課
	食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査	再生利用、減量の手法について、普及状況、技術の確立状況、リサイクル製品の需要見込み等の実態を把握するとともに、食品リサイクル法に基づく新たな手法としての追加について検討する	民間団体	農林水産省 総合食料局 食品産業企画課
	食品循環資源再生利用等促進法普及推進調査	食品関連事業者、廃棄物処理業者、地方公共団体、農業者及び消費者等を対象に、食品リサイクル法の趣旨の普及・啓発を図るため、セミナーの開催、リーフレット等の作成を実施する	民間団体	農林水産省 総合食料局 食品産業企画課
	バイオマス利活用高度化実証事業	技術研究分野や関係省との連携の下、バイオマス由来燃料の実用化に向けて、原料となる農作物の低コスト生産、ほ場残さ等未利用バイオマスの効率的な収集・運搬、エタノールへの変換等についてモデル地域で実証する	調査実施主体：都道府県、市町村、第三セクター	農林水産省 農村振興局 農村整備課
	バイオマスフ利活用フロンティア推進事業	バイオマス利活用計画の策定、実用化に関する調査・実証、利活用システムの構築等の取組を支援するとともに、「モデル事業」としてバイオマスプラスチックの導入実証試験等を実施しバイオマスの有効利用を図る	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第三セクター、消費者生活協同組合、事業協同組合、NPO法人	農林水産省 農村振興局 農村政策課
バイオマス利活用フロンティア整備事業	畜産環境保全、食品廃棄物の利活用促進、土づくりの促進を図りつつ、農村地域に豊富に賦存する多様なバイオマスをエネルギーや製品として効率よく利活用を促進することにより、農村地域の地域資源の循環・利活用、畜産部門と耕種部門の連携による生産振興など、環境と共生した農業・農村の振興を図るために必要なバイオマス利活用施設の整備を実施する	都道府県、市町村、農協、営農集団、民間企業、PFI事業者、第三セクター等	農林水産省 生産局 畜産振興課	

注1) 平成16年度 バイオマス関連予算概算決定の概要（平成16年1月 バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議）等より編集

注2) 上記の補助事業は申請対象であり、全ての団体、事業が認定されるものではありません。

融資制度

機 関	制度名等	概 要	対象者	問い合わせ先
経済産業省 (新エネルギー財団)	地域エネルギー開発 利用事業	地熱利用事業、廃熱利用事業、温度差熱/雪水熱利用事業、廃棄物/バイオマス利用事業に対する融資	地方公共団体、第三セクター、民間事業者等	(財)新エネルギー財団 導入促進本部業務部
	地域エネルギー開発 利用発電事業	風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、廃熱利用発電事業、廃棄物/バイオマス利用発電事業に対する融資	地方公共団体、第三セクター、民間事業者等	
農林水産省	未利用資源活用施設 に対する融資 (農業近代化資金)	太陽熱、地熱、風力、廃棄物等未利用資源を農業用のエネルギーとして活用する施設を貸付対象とする	認定農業者等の担い手、農協等	農林水産省 経営局金融調整課
	未利用資源活用施設 に対する融資 (農林漁業金融公庫)	農林漁業金融公庫による低利融資で、農業排水処理施設、堆肥化施設、風力、地熱、太陽熱、廃棄物小加右熱等を利用した施設等の特定の施設を貸付対象とする農林漁業施設資金(環境保全型農業推進)農業経営基盤強化資金の低利融資を行う	農業者、農協等	農林水産省 生産局農産振興課
日本政策銀行	地球環境対策 公害防止	新エネルギー・自然エネルギー開発(バイオマスエネルギー施設整備事業)、公害防止事業等、地球環境の保全、公害防止事業に対する融資	株式会社等	日本政策投資銀行 環境エネルギー部
	循環型社会形成推進	リデュース・リユース・リサイクル事業(リサイクル事業(熱回収事業、建設残土対策を含む)使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備)適正な廃棄物処理を行うための施設整備		
国民生活金融公庫	特別貸付 環境対策貸付 公害防止資金	ダイオキシン等の公害防止施設を整備するもの、廃棄物、使用済み物品等の利用等を行うもの、公害防止施設の取得に必要な設備資金及び運転資金を融資 <対象事業> 産業廃棄物の処理関連設備 [焼却・脱水・圧縮・中和・破碎装置、分別・収集・運搬・貯留施設、最終処分施設] 廃棄物の排出抑制施設、廃棄物・使用済み物品等の再利用関連施設など	中小企業、個人	国民生活金融公庫 津支店、四日市支店、伊勢支店
中小企業金融公庫	石油代替エネルギー 資金	石油代替エネルギー設備を導入する中小企業に対する融資 <対象事業> 燃料製造設備(廃棄物に限る)	中小企業	中小公庫津支店
	産業公害防止資金 (水質、大気、騒音、 廃棄物処理・抑制・ 利用、特定フロン、 ダイオキシン関係)	特定の産業公害防止施設等を整備するための資金を融資		
特殊法人 環境事業団		産業廃棄物処理施設等の整備	事業者、公共団体	特殊法人 環境事業団

注1) 上記に示す融資制度は、申請対象であり、全ての団体、事業が認定されるものではありません。

その他助成制度

機 関	制度名等	概 要	対象者	問い合わせ先
特殊法人 環境事業団	地球環境基金	[1]地球温暖化防止に資する活動 [2]自然環境の保全、自然との共生に資する活動 [3]循環型社会の形成活動に資する活動 [4]地域におけるパートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動 [5]環境教育等の推進活動 [6]国際的な環境保全活動 また、環境NGO及び地域住民の自立発展性、団体における組織体制、活動実績（活動実施の着実性）、自主性（資金準備の有無等）も配慮されます	「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」（財団法人や社団法人、特定非営利活動法人、所定の要件を満たす任意団体）の地球環境保全に資する国内外での活動	環境事業団 地球環境基金部 助成課
セブンイレブン みどりの基金	活動助成 育成助成 事業助成	1 自然環境保全 2 地域環境美化 3 体験型環境学習 4 生態系保護 5 環境をテーマにしたまちづくり地域づくり	環境NPO法人、もしくは環境市民ボランティア団体	セブン-イレブンみどりの基金 環境市民ボランティア活動助成事務局
財団法人日本環境協会	藤本倫子環境保全活動助成基金	一般市民の参加、協力が原則 ・実践活動（観察会、エコクッキング教室、リサイクル、植栽・環境修復等） ・普及啓発活動（発表会、パンフレットの作成、広報誌の作成、教育教材の作成等） ・調査活動（野生生物の調査、水質等の調査・分析、環境情報の収集・提供等）	・日本国内において、環境教育や地域の環境保全活動を継続的に進めている営利を目的としない団体であり、主として一般市民により構成されていること。 ・日本国内の団体又は個人からの推薦があること。（推薦者は、団体にあつては公共機関、環境関係団体等の役職者、個人にあつては環境問題に造詣が深い学識者又は関連分野の専門家等）	日本環境協会
街なか再生全国 支援センター	街なか再生 NPO助成金	下記の項目で、街なか再生に寄与すると考えられる事業が対象 ・まちの資源（歴史的建造物、産業遺産）を活用する取り組み ・まち特有の文化、伝統を活用する取り組み ・まちの新たな魅力、可能性を探る取り組み ・街なかの居住を充実させるための取り組み ・まちづくり活動の普及とネットワークを構築する取り組み ・まちの環境・景観を向上する取り組み ・まちづくりを進める人材を育成する取り組み ・街なかの土地区画整理事業等の面整備を推進する取り組み	中心市街地活性化に関する様々な課題に取り組まれているNPO	(財)区画整理促進機構 街なか再生全国支援センター
日立環境財団	環境NPO助成	「環境と経済との調和」および「環境と科学技術との調和」に資する活動	環境NPO	日立環境財団
トヨタ財団	市民活動助成	「市民としての自治」の形成に役立ち、地域や社会の変革につながる波及性の高い計画や試みが助成。対象となる内容は、事業の開発・立案、調査・研究、会議、集会、交流、印刷物の作成、出版。具体的な活動テーマとしては、環境と開発、障害者や高齢者の自立、地域づくり、外国人や社会的弱者への支援、市民活動全般の推進等であるが、これに限定されるものではない	市民活動団体。法人格等の制限なし。ただし、団体の活動実績が2年を超えることが原則	(財)トヨタ財団 市民活動助成係
下中記念財団	下中科学研究助成金	学校の先生方の教育のための真摯な研究を助成。専門分野のうち、環境教育	全国小、中、高校の教員（教育センター、盲・聾・養護学校等を含む）を対象とし、研究は個人であると共同であることを問わない	(財)下中記念財団 事務局
WWF Japan	WWF・日興グリーンインベスターズ基金事業	自然環境の保全と持続可能な社会への貢献を目的とした活動など。それぞれの活動は、具体的な成果が得られる可能性のあるもの。また将来、社会経済と自然環境の共生を目標とした活動が望ましい。私的営利、政治的、宗教的宣伝を目的としたものは対象外 テーマ 「ライフスタイルの見直し」 「環境教育の普及啓発」 「自然・環境保全」	日本国内で自然・環境保全活動を行っている団体・個人等。WWF会員が活動に参加していることが望ましい	(財)世界自然保護基金ジャパン
損保ジャパン環境財団	環境保全プロジェクトへの資金助成	・原則として、「自然保護」「環境教育」「リサイクル」等の分野で、国内での「フィールドワーク（実践的活動）」があるプロジェクト ・原則として2003年11月以降に実施されるプロジェクト ・助成申請金額が、プロジェクト総事業費の2分の1以下であること ・継続性をもつプロジェクトであること ・プロジェクトの成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと	・任意団体もしくはNPO法人として、環境保全活動の実績が2年以上あるCSO（Civil Society Organization:市民社会組織 NPOと同義） ・助成対象プロジェクトの実施状況および予算・決算などの財政状況について、適正に報告いただけるCSO	損保ジャパン環境財団
	NPO法人設立への資金助成	助成後1年以内に設立認証申請を行うことが原則	環境分野でNPO法人の設立を計画している団体、個人	

注1) (財)助成財団センター (<http://www.jfc.or.jp/>) のデータベース及び各機関のホームページから編纂
注2) 上記の補助事業は、申請対象であり、全ての団体、事業が認定されるものではありません。